

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない社会を目指して

人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄道（軌道を含む。以下に同じ。）は、市民生活に欠くことのできない交通手段である。列車が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては、一たび列車の衝突や脱線等が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがある。

また、京都府内で発生しているホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）等の人身障害事故と踏切障害事故を合わせると鉄道事故全体の約87%を占めていることから、利用者等が関係するこのような事故を防止する必要性が高まっている。

このため、市民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

1 鉄道事故の状況等

(1) 鉄道事故の状況

京都府内における鉄道事故は減少傾向にあるが、平成27年中には12件の鉄道事故が発生している。また、市内における鉄道事故は、平成27年中に2件発生している。

【市内における鉄道事故件数】

	発生件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	鉄道事故の内容 (件)			
				車内転倒	線路内立入	ホーム転落	ドア関係
平成18年	1		1	1			
平成19年	1	1			1		
平成20年	1		1				1
平成21年	0						
平成22年	1		1		1		
平成23年	0						
平成24年	1	1			1		
平成25年	2	1	1		1	1	
平成26年	0						
平成27年	2		2	1		1	

資料：北近畿タンゴ鉄道(株)

(2) 近年の鉄道事故の特徴

京都府内における過去5箇年の鉄道事故(112件)の特徴としては、人身障害事故は約48%、踏切障害事故は約38%であり、両者の合計が鉄道事故全体の約9割を占め、死者数については、全て人身障害事故と踏切障害事故によるものであった。

なお、市内における平成27年中の鉄道事故は発生していないが、負傷者2名については、いずれも車内・ホーム内での転倒事故である。

2 交通安全計画における目標

列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要であることから、運行事業者であるWILLER TRAINS株式会社と一緒に、市民の理解と協力の下、第2節及び第3章第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロ、鉄道事故全体の死者数ゼロを目指すものとする。

【交通安全計画における目標】

国	府	市
「第10次交通安全計画」	「第10次交通安全計画」	「第4次交通安全計画」
乗客の死者数ゼロを目指す。	乗客の死者数ゼロを目指す。	乗客の死者数ゼロを目指す。
運転事故全体の死者数減少を目指す。	運転事故全体の死者数減少を目指す。	運転事故全体の死者数ゼロを目指す。

第2節 鉄道交通の安全についての対策

1 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道事故が多発しているわけではないが、一たび列車の衝突や脱線等が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止を図るため、総合的な視点から施策を推進する。

2 講じようとする施策

(1) 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等、安全対策の促進を図る。

ア 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を促進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を促進する。

さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き促進する。

(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

京都府内で発生した人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

(3) 鉄道の安全な運行の確保

列車事故又は災害が発生した場合に、鉄道事業者に対し、ダイヤの乱れ、事故発生時の際、列車の運行状況を的確に把握し緊急連絡、迅速な応急復旧による運行の確保、応急輸送体制の充実等、迅速かつ適切な措置を講じるよう運行簡易の改善を促進するとともに、駅員等に対しては、乗客への親切な情報提供、適切な対応に努めることができるよう資質の向上と指導を促進する。

(4) 被害者支援の推進

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたる支援を行い、引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を進めていく。